OSAKAサステナブル畜産認証制度実施要綱の運用細則

（目的）

第１条　この運用細則は、OSAKAサステナブル畜産認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）で定めた認証制度の円滑な運用を行うため必要な事項を定める。

（定義）

第２条　要綱第２条第５項の規定による自己点検シートとは、別記Ⅰのとおりとする。

（認証基準）

第３条　要綱第４条第１項の規定による認証基準とは、自己点検シートの全項目（専用畜

種項目に該当しない場合、その項目は除く）が達成済み、あるいは今後達成する見込みでなければならない。

（審査基準）

第４条　要綱第４条第２項の規定による審査基準は、別記Ⅱのとおりとする。

（認証申請）

第５条　要綱第５条の規定により認証を受けようとする生産者等は、要綱第３条を満たす者とし、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。

２　要綱第５条及び第７条第２項の規定による申請に必要な書類等は、申請書（様式第１

号）、自己点検シート（別記Ⅰ）とする。

（審査方法）

第６条　要綱第６条第１項の規定による審査は、次の各号に則して行うものとする。

（１）審査は、一次審査（現地調査）と二次審査（総合審査）に分けて実施する。

（２）一次審査では、別記Ⅱに従い、No.１からNo.23の計23項目の達成状況を審査する。なお、生産する畜産物が、専用項目に該当する場合（生乳の場合はNo.24～25の２項目、鶏卵の場合はNo.26の１項目）はその達成状況も審査項目の対象に加える。

（３）各項目の達成状況を審査し、各項目に最大３点の配点を行う。

項目内容の全てを満たしているもの：３点

項目内容の一部を満たしているが、全てを満たしていないもの：１点

項目内容の全てを満たさないもの：０点

（４）１点、０点と採点した項目の取り扱いについては、畜産事業者が今後その項目を満たすため、どのような作業を行う必要があるか分析し、改善に向けた具体的な対応、対策があり、取り組み意志があることを確認できた場合のみ、その項目は適合したと判断する。

（５）審査対象項目を加点方式で採点し、満点中８割以上を満たし、かつ（４）について確認できたものを合格とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜種（生産物） | 審査対象項目数 | 必要点数/満点 |
| 乳用牛（牛乳） | 25 | 60/75 |
| 肉用牛（牛肉） | 23 | 56/69 |
| 豚（豚肉） | 23 | 56/69 |
| 採卵鶏（鶏卵） | 24 | 58/72 |
| その他（肉類等） | 23 | 56/69 |

（６）二次審査では、一次審査の結果及び未達成項目の改善対策等について内容を確認し、申請書類と併せて総合的に審査する。

（通知）

第７条　要綱第６条第３項の規定による認定通知の様式は、様式第２号及び様式第３号と

する。

２　要綱第６条第４項の規定による不認定通知の様式は、様式第４号とする。

（認証マーク）

第８条　要綱第８条第１項の規定による認証マークの表示、使用、取り扱い等について

は、別記Ⅲのとおりとする。

（変更の報告）

第９条　要綱第９条の規定による変更の報告で必要な書類は、変更申請書（様式第５号）

とする。

（認証の辞退）

第10条 要綱第12条第１項の規定による辞退の様式は、様式第６号とする。

（認証の取消）

第11条 要綱第13条第３項の規定による取消の様式は、様式第７号とする。

（事務局）

第13条 この運用細則による庶務は、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課において処理する。

附則

この運用細則は令和６年10月18日から施行する。

この運用細則は令和６年12月11日から施行する。